

## 議会改革状況審査評価表（令和3年12月17日実施）

No.	項目	該当条文		条例の主旨及び内容	審査		評価意見又は要望等	
					評価	今後の取組		
1	目的	第1条	第1項					
2	議会の活動原則	第2条	第1項	第1号	開かれた議会	○	継続	
				第2号	市政に反映するための運営	○	継続	
				第3号	分かりやすい説明、広報	○	継続	
3	議員の活動原則	第3条	第1項	第1号				
				第2号				
				第3号				
4	災害時の対応	第4条	第1項	防災活動及び減災活動	○	継続	転倒堰の管理について、議会としても継続して注視してほしい。	
			第2項	災害対策支援本部要領の遵守	×	努力	議会と行政との情報共有を徹底して、議員の個人的な言動を控えて、議会としての統一された行動を執ってほしい。	
5	市民参加及び市民との関係	第5条	第3項	公聴会及び参考人制度の活用	○	継続		
			第4項					
			第5項	政策提案の拡大	○	継続		防災広場について、過去に執行部は、市内に複数箇所の設置の方針を明らかにしていた。大規模災害が例年のように発生する状況であるから、早期の整備を議会からも提言してほしい。
6	議会報告会	第6条	第1項			△	努力	議会としての報告会の他に、議員としての活動の報告会については、地元だけではなく、嬉野市の議員なのだから市内全域の各地区において実施し、市民との関係を公平にするよう努めてほしい。

No.	項目	該当条文		条例の主旨及び内容	審査		評価意見又は要望等		
					評価	今後の取組			
7	議会と市長等執行機関の関係	第7条	第1項	第1号	一問一答方式	○	継続		
				第2号	反問権	○	継続		反問権の定義の精査・整理をすべきではないか。
				第3号	閉会中の文書質問	△	努力		
				第4号	口頭要請に係る文書作成	△	努力		
8	議会の議決すべき事件	第8条	第1項	第1号	/				
				第2号					
				第3号					
9	議会審議における論点情報の形成	第9条	第1項	第1項～第7項	/				
10	予算及び決算における政策説明	第10条	第1項		/				
11	議員間の討議による合意形成	第11条	第1項		/	△	検討		
			第2項		/				
12	政策討論会	第12条	第1項		/	△	努力		
			第2項		/				

No.	項目	該当条文		条例の主旨及び内容	審査		評価意見又は要望等
					評価	今後の取組	
13	政策提案	第13条	第1項		△	努力	政策提案、提言の方法・手段等を、議会の機能として、議員のスキルとして確立することを期待する。
14	政務活動費の執行及び公開	第14条	第1項	法令遵守	○	継続	嬉野市議会においては、報道に取上げられているような事はなく、政務活動費を適正、厳格に使われていることは分かった。不用額・返還金があるとのことだが、「政務活動をおろそかにしている」のではとの疑念を抱かれないように、使い切る政務活動をしてほしい。
			第2項	情報公開	○	継続	
			第3項				
			第4項				
15	議会による研修の充実強化	第15条	第1項		△	検討	
			第2項				
16	議会事務局の体制整備	第16条	第1項		△	努力	人事に係る市長と議長（議会事務局長、書記等の任命権者）の協議については、従前（前市長の時）に協議したとおり、厳格に「事前協議」として実施するよう、議会として継続して取り組んで、事務局機能の強化を図り、議会機能の強化に努めてほしい。
17	議会広報の充実	第17条	第1項		○	継続	行政情報誌、文書が集中する配送日に、議会だよりも届けられる。班分け等を行い、各世帯への配付業務を請け負っている区長としては、量が大きく、重く、大変苦労している。発効日の調整ができないか、検討してほしい。
18	議会図書室の充実	第18条	第1項		×	努力	新庁舎の検討がなされている状況だから、在り方の総論にのみとられず、市の議会の「議事堂」として、庁舎に備えるべき議場、議長室、副議長室、応接室、各常任委員会室、会議室、事務局室などの充実・整備と、この議会図書館の充実に向けた各論も、しっかりとまとめて執行部に要望・提言し、町の遺産から脱却した市議会としての機能充実を図るべきではないか。

No.	項目	該当条文		条例の主旨及び内容	審査		評価意見又は要望等
					評価	今後の取組	
19	予算の確保	第19条	第1項		△	努力	議会の活動の計画を立てて、これに必要な予算の積算等に、直接的に関与する方法・手続を検討して、議会としての予算(事務局の予算ではない。)を確保し、活動の活性化に努めてほしい。
20	議員の政治倫理	第20条	第1項		○	継続	
21	議員定数	第21条	第1項		○	継続	
			第2項				
22	議員報酬	第22条	第1項		△	検討	
			第2項				
23	条例の位置付け等	第23条	第1項		○	継続	
			第2項				
			第3項				
24	見直し手続	第24条	第1項		○	継続	規定による定例の見直しの他、常に議会改革を意識し、見直しの機会をより多く設けて、充実・整備を行ってほしい。
			第2項				
			第3項				

◀ 協議事項 ▶

審査対象期間の設定を年度から、暦年に改め、次の期間を「令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間」とする。

※ 年度で設定すると、2年目の1月から3月までの3箇月間が、審査・評価の空白期間となっている。これを是正するために、暦年に改める。